

2013年11月19日（12月17日一部修正）

出版社各位

税制専門委員会
（日本書籍出版協会、
日本雑誌協会合同）

消費税率変更に伴う措置等についての概要（ガイドライン） 【第2報】

（※8月23日付「消費税率変更（予定）に伴う措置等についての概要」の更新版です）

（※12月17日に4ページの一部を変更しました）

2014年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることが決定し、2015年10月1日からは10%に引き上げられることが予定されています。また、政府は、税率引き上げに伴う各種の特別措置法や施行令を公布しており、すでに出版物に関係する一部の措置については、本年10月1日から適用対象となっています。

出版界では、現在も出版物への軽減税率の適用を求める活動を行っていますが、書協と雑協が合同で設置した税制専門委員会では、その帰趨とは関係なく、実際に税率が引き上げられた場合を前提に、関係各者と協議しながら実務的な対応を検討してまいりました。

課題別の主な対応を、政府が発表している出版物に関する特別措置、経過措置とあわせて下記の通りお知らせしますので、ご参考にしていただければと存じます。

1. 出版物への価格表示について

★2013年10月1日から2017年3月31日までの特別措置★

法令上、原則として出版物への総額表示（税込価格）が義務付けられており、従来、各出版社では、スリップのボーズ（上部突起）部分に税込みの価格（＝定価）を記載するなどして対応していましたが、特別措置として、2013年10月1日から、2017年3月31日まで、総額表示の義務が免除（税込価格の表示は不要）となっています。 【消費税転嫁対策特別措置法 第10条】

ただし、総額表示をしない（税別の価格だけを表示する）場合は、消費者が税込価格であると誤認しないための防止策が求められており、出版物に下記のような価格表示をすることが考えられます。

(1) 書籍 (前回お知らせ「第1報」の通り)

① 表紙・カバー (※従来通り。コードの価格表示も従来通り本体価格)

【例】 定価 (本体〇〇〇円+税) 定価 本体〇〇〇円 (税別)
定価 本体〇〇〇円+税 定価 本体〇〇〇円 (税別)
本体価格〇〇〇円+税 〇〇〇円 (本体価格)
〇〇〇円 (本体)

※もちろん、税込価格 (定価) で表示することも可能ですが、
その場合、税率や本体価格を併記することが望ましいです。

② オビ、スリップ (ボーズ部分、スリップ本体とも) (第1報の通り)

総額 (税込価格) を表示する義務はなくなりました。

(2) ムック、コミック単行本 (第1報の通り)

上記 (1) 書籍と同様。

(3) 雑誌

特別措置により、総額表示の義務はなくなりましたが、雑誌については流通上、これまで通りの表示をすることが望ましいと考えられます (コードは従来通り本体価格)。

【例】 定価△△△円 (本体〇〇〇円)
定価△△△円 本体〇〇〇円

ただし、一部の駅売店等、POS レジのない店舗での販売を行っていない学術雑誌、専門雑誌、分冊百科等は、本体価格 (税別) 表示をするほうが、バックナンバーの取扱い等において混乱が少ないと思われれます。いずれにしても雑誌の特性、雑誌に応じた売り場の状況等を考え、表示方法を考えることが求められます。

【例】 定価 (本体〇〇〇円+税)
定価 本体〇〇〇円 (税別)

なお、2014年4月1日をまたいで販売し、かつ、総額表示をする雑誌は、新旧2つの税率での総額を表記する必要があります。

⇒ 後述、「3. 特定新聞等(定期雑誌)」の4ページ、■売り場の事情により、総額表示 (税込) をする雑誌の価格表記等について■ を参照。

2. 予約販売に係る書籍等（雑誌定期購読等）

2013年9月30日までに予約販売契約したもので、2014年3月31日までに代金を受領した場合、2014年4月1日以降に書籍・雑誌等を譲渡しても旧税率（5%）が適用されます。

- ① 予約販売契約時期 2013年9月30日までの予約販売契約
- ② 代金受領時期 上記契約の代金を、2014年3月31日までに受領
- ③ 譲渡（定期供給）時期 上記①②の条件を満たした書籍・雑誌等が、2014年4月1日以後に譲渡（定期供給）される場合は旧税率（5%）を適用

2013年10月1日前（9月30日まで）に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を2014年4月1日前（3月31日まで）に領収している場合で、その譲渡が2014年4月1日以後に行われるものは旧税率（5%）を適用。 【消費税法施行令附則 第5条第1項】

3. ~~特定新聞等（定期雑誌）~~

●下記の措置から「雑誌」は除外されました。2014年4月1日以降、出版物（書籍、ムック、雑誌）はすべて、8%の消費税率での販売となります。●

不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が2014年4月1日前（3月31日まで）であるものうち、その譲渡が2014年4月1日以後に行われるものは旧税率（5%）を適用。

【消費税法施行令附則 第5条第2項】

2013年3月に、上記の経過措置が発令されていましたが、同措置から「雑誌」が除外されました（2013年10月30日官報掲載、即日公布・施行）。

そのため、2014年4月1日からは、書籍やムックと同様、2014年3月31日までに発売されたものも含め、すべての雑誌は8%の消費税率での販売となります。

ただし、売り場の事情により、総額表示をする雑誌については、以下のことに留意して下さい。

■**売り場の事情により、総額表示（税込）をする雑誌の価格表記等について**■

※総額表示を行わない雑誌（学術雑誌、専門雑誌、分冊百科等）は除きます。

消費税率変更日である 2014 年 4 月 1 日をまたいで販売する雑誌のうち、総額表示をする雑誌については、駅売店等の POS レジのない売り場のことを考慮して、2014 年 3 月 31 日までの総額表示（5%税率）と、2014 年 4 月 1 日からの総額表示（8%税率）を、同じ文字級数で、表 4（裏表紙）に併記することが望ましいです（※併記をしない場合、POS レジのない店舗等での販売は困難となり、取り扱われな可能性がります）。

◆以下に表記例をあげますので、ご参考下さい。

（※横書きの場合で例示しますが、縦書きの場合も同様です。金額は例示。）

【例 1】 3/31 迄 定価 420 円 本体 400 円（税 5%）
4/1 以降 定価 432 円 本体 400 円（税 8%）

【例 2】 本体
400 円 定価 420 円（～3/31 税 5%）
定価 432 円（4/1～ 税 8%）

~~【例 3】 3 月 31 日迄 定価 420 円（税 5%）
4 月 1 日以降 定価 432 円（税 8%）~~

今後、本体価格を手打ちでレジに入力し、税込価格を算出する方法に移行するとしている店舗もあり、またお客様がレシートで本体価格を確認する場合もあるため、表 4 への総額（定価）のみの表示は相応しくないことが判明しましたので、例示から削除します。

◆「4 月 1 日以降、時限再販」として、定価拘束を外すことも可能です。その場合は、以下のような表記も考えられます。

【例 4】 3/31 迄 定価 420 円 本体 400 円（税 5%）
4/1 以降 価格 432 円 本体 400 円（税 8%）

【例 5】 本体
400 円 定価 420 円（～3/31 税 5%）
価格 432 円（4/1～ 税 8%）

~~【例 6】 3 月 31 日迄 定価 420 円（税 5%）
4 月 1 日以降 価格 432 円（税 8%）~~

今後、本体価格を手打ちでレジに入力し、税込価格を算出する方法に移行するとしている店舗もあり、またお客様がレシートで本体価格を確認する場合もあるため、表 4 への総額（定価）のみの表示は相応しくないことが判明しましたので、例示から削除します。

◆表 1（表紙）にも価格表示をする場合は、以下のように本体価格（税別）を表記するか、上記のように新旧定価（税込）を併記することが考えられます。

① 表 1 への本体価格による表示例

【例 7】 定価 本体 400 円＋税 本体価格 400 円＋税
定価（本体 400 円＋税） 本体価格 400 円（税別）
定価 本体 400 円（税別）

② 表 1 への新旧定価の併記による表示例

【例 8】 3/31迄 定価 420 円 4/1以降 定価 432 円

【例 9】

本体 400 円

 定価 420 円 (～3/31 税 5%)
定価 432 円 (4/1～ 税 8%)

【例 10】 3/31迄 定価 420 円 4/1以降 価格 432 円

【例 11】

本体 400 円

 定価 420 円 (～3/31 税 5%)
価格 432 円 (4/1～ 税 8%)

◆なお、発売が地域によって3月と4月に分かれる雑誌は、同じ月に全国で発売されるように発売日を調整することが望ましいと考えられます。そのため、現在、取次会社・輸送会社等との間で調整対応を検討中です。

4. 通信販売

2013年9月30日までに示された条件で、2014年3月31日までに申し込まれた商品を、2014年4月1日以降に通信販売する場合は旧税率（5%）が適用されます。

（※前述「2. 予約販売に係る書籍等（雑誌定期購読等）」に該当する販売を除く。）

通信販売の方法により商品を販売する事業者が、2013年10月1日前（9月30日まで）にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、2014年4月1日前（3月31日まで）に申込みを受け、提示した条件に従って2014年4月1日以後に行われる商品の販売については旧税率（5%）を適用。 ※消費税法施行令附則 第5条第1項に該当する販売を除く。 【消費税法施行令附則 第5条第3項】

5. 返品の手続き

前回税率変更時は、4月1日以降の取引については、旧税率での仕入れか新税率での仕入れかの区別がつかないため、新税率を適用しました。今回の税率変更時も、原則として前回同様の取扱いとなります（2014年4月1日以降の取引は、すべて新税率を適用）。

ただし、取引形態によっては、個別の対応となる場合があります。

6. 読者への告知（書店店頭ポスター）

出版四団体（書協、雑協、取協、日書連）では、今後、書店店頭において、価格表示と新税率の適用等について読者にお知らせする書店店頭用のポスターを制作し、配布・掲示します（2月下旬から3月上旬の配布・掲示を予定）。内容については、下記のような予定です。

お客様へ 消費税率変更に伴うお願い

本年4月1日から消費税率が8%となります。

3月31日までに発売された5%税込価格の書籍・雑誌・コミック・ムックも、4月1日以降は、消費税率引き上げに伴うご負担をいただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

7. 広告、出版目録・宣伝物等への価格表示について

新聞や雑誌、ホームページ等での広告、出版目録やチラシ、読者向け注文書、内容案内等の宣伝物等における出版物の価格表示については、本体価格（税別）表示とするか、総額表示とするか、あるいは併記とするかは、基本的に各社の判断となります。

なお、本体価格による表示を行う場合は、税別であると明示することが必要です。

また、総額表示をする場合は、○年○月（△日）現在の定価（税込価格）であり、消費税率変更後は新税率を適用した定価（税込価格）に変更となる旨を表示することが望ましいです。

すでに現行税率（5%）での総額表示をしている現在の出版目録等を、4月1日以降も使用する場合は、「（消費税率が8%に変更される）4月1日以降は、新税率を適用した定価（税込価格）に変更となります」旨を表示したシール等を、表1（表紙）等に貼付することも、読者に親切かと思ひます。

以上

【お問合せ】日本書籍出版協会 調査部（電話03 - 3268 - 1303）

日本雑誌協会

（電話03 - 3291 - 0775）

付記：販売ルートの要請により、表1（表紙）に5%の税率による税込価格と8%の税率による税込価格の両方を表示する必要のある廉価版コミック等については、4ページの「**■売場の事情により、総額表示（税込）をする雑誌の価格表記等について■**」を参考にして下さい。